

(平成22年8月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

佐賀厚生年金 事案 998

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月ごろから 58 年 4 月 1 日まで

昭和 55 年 4 月ごろから 58 年 3 月末まで、A 町（現在は、B 市）の C 事業所に勤務した。社会保険庁（当時）に厚生年金保険の記録照会をしたところ、同事業所に係る厚生年金保険の記録が無いとの回答をもらった。

C 事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する複数の同僚の供述及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において C 事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、C 事業所は、申立期間を含め廃業するまで、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が記憶する同僚の 3 人及び社会保険事務担当者 1 人はいずれも、「C 事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、健康保険は D 健康保険組合であった。」と供述しており、オンライン記録によると、これら 4 人のうち 3 人は、同事業所に勤務した期間において国民年金に加入し、そのうちの 1 人は、申立期間当時、国民年金に任意加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和 54 年 8 月から 58 年 6 月までの期間において、国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、C 事業所は、平成 10 年 7 月に廃業しており、申立期間当時の賃金台帳等の資料は無く、事業主も既に死亡している上、申立人も申立期間に係る給与明細書等を所持していないことから、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 999

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月30日から22年1月31日まで

昭和21年3月に卒業後、同年4月30日付けでA事業所（現在は、B事業所）に就職し、C支所勤務の辞令を受け、同日から勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録によると、同事業所に係る厚生年金保険の加入日が22年1月31日とされており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が申立人に対し交付した辞令によると、申立人は、昭和21年4月30日付けで同事業所に採用されていることが確認でき、申立期間において、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同様に昭和21年3月に卒業し、A事業所に就職した同僚3人は、オンライン記録によると、申立人と同じ22年1月31日付けで同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保険者台帳索引票によると、申立人は昭和22年1月31日付けで同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、厚生年金保険被保険者台帳記号番号が払い出されていることが確認でき、これ以前に申立人が同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得したことを示す記録は見当たらない。

さらに、B事業所及び同事業所C支所は、人事記録、賃金台帳等申立人の勤務及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保管していない上、申立人も給与明細書等を所持しておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。